

マイナンバーカードが健康保険証として 利用できます

病院を受診する際にマイナンバーカードを保険証として利用できます。

マイナンバーカードを組合員証・被扶養者証（健康保険証）として利用するためには、予めマイナポータルでの登録が必要となります。利用できる医療機関・薬局や登録方法、メリットなど、詳細については厚生労働省のホームページ等をご覧ください。

なお、マイナンバーカードを使用せず、現在お持ちの組合員証・被扶養者証を継続して使うこともできます。



▶どんなことができるようになるの？

1 確定申告の医療費控除がよりカンタンに

マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、医療費控除の手続きがより簡単に行えます。

2 データに基づく最適な医療が受けられる

過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され（※）、データに基づく最適な医療が受けられるようになります。

※マイナンバーカードを健康保険証として利用し、医師等と過去の情報を共有した場合には、健康保険証で受診した場合と比べて、初診時等の医療機関・薬局での窓口負担が低くなります。

3 転職や転居等による保険証の切り替えや更新が不要

今後、転職や転居などで必要だった保険証の切り替えや更新が不要になります。

※なお、新しい保険者への加入手続は必要です。

4 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がお済みでない方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

●申請方法は選択可能です

- 1 オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- 2 郵便による申請
- 3 まちなかの証明写真機からの申請

STEP2.

マイナンバーカードを 健康保険証として登録

●利用登録の方法

- 1 「マイナポータル」から行う
- 2 セブン銀行ATMから行う
- 3 医療機関・薬局の受付で行う



厚生労働省
ホームページ

詳細は、下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。
マイナンバー総合フリーダイヤル TEL: 0120-95-0178